

図表63 【小口資金貸付金原資の推移】

(円)

区分	当初原資	一般原資	補正原資	原資累計	社協原資 (西大寺分)	貸付利息	貸付利 息合計	預金利息	預金利 息合計	免 除 額	免除額合計	原資合計
昭和45年度	1,000,000			1,000,000								1,000,000
昭和46年度	1,000,000			1,000,000								1,000,000
昭和47年度	1,000,000			1,000,000								1,000,000
昭和48年度	1,000,000		1,000,000	2,000,000								2,000,000
昭和49年度	2,000,000		500,000 500,000	3,000,000	1,451,802							4,451,802
昭和50年度	3,000,000		1,000,000 1,000,000	5,000,000								6,451,802
昭和51年度	5,000,000	2,000,000	700,000	7,700,000								9,151,802
昭和52年度	7,700,000	3,000,000	2,000,000 2,000,000 1,000,000	15,700,000		23,460						17,175,262
昭和53年度	15,700,000	4,300,000	2,000,000 3,000,000 1,000,000	26,000,000		24,445	47,905					27,499,707
昭和54年度	26,000,000	4,000,000	7,000,000	37,000,000		39,425	87,330					38,539,132
昭和55年度	37,000,000	10,000,000		47,000,000		57,055	144,385					48,596,187
昭和56年度	47,000,000	13,000,000	4,000,000 6,500,000	70,500,000		56,781	201,166					72,152,968
昭和57年度	70,500,000	17,000,000		87,500,000		51,593	252,759					89,204,561
昭和58年度	87,500,000	9,000,000		96,500,000		35,740	288,499					98,240,301
昭和59年度	96,500,000			96,500,000		45,500	333,999					98,285,801
昭和60年度	96,500,000			96,500,000		34,545	368,544					98,320,346
昭和61年度	96,500,000			96,500,000		39,480	408,024					98,359,826
昭和62年度	96,500,000			96,500,000		58,290	466,314					98,418,116
昭和63年度	96,500,000			96,500,000		60,520	526,834					98,478,636
平成1年度	96,500,000			96,500,000		59,770	586,604					98,538,406
平成2年度	96,500,000			96,500,000		46,285	632,889					98,584,691
平成3年度	96,500,000			96,500,000		29,075	661,964					98,613,766
平成4年度	96,500,000			96,500,000		28,940	690,904					98,642,706
平成5年度	96,500,000			96,500,000		28,370	719,274					98,671,076
平成6年度	96,500,000			96,500,000		22,150	741,424					98,693,226
平成7年度	96,500,000			96,500,000		14,210	755,634					98,707,436
平成8年度	96,500,000			96,500,000		8,360	763,994	114,285	114,285			98,830,081
平成9年度	96,500,000			96,500,000	△1,451,802	16,660	780,654	3,678,675 73,905	3,866,565	△356,000	△356,000	100,791,219
平成10年度	96,500,000			96,500,000		8,640	789,297	51,410	3,917,975	△1,127,000	△1,483,000	99,724,269
平成11年度	96,500,000			96,500,000		10,280	799,574	36,018	3,953,993	△1,429,900	△2,912,900	98,340,667
平成12年度	96,500,000			96,500,000		9,450	809,024	22,632	3,976,625	△5,186,878	△8,099,778	93,185,871
平成13年度	96,500,000			96,500,000		5,040	814,064	18,893	3,995,518	△4,002,340	△12,102,118	89,207,464
平成14年度	96,500,000			96,500,000		6,080	850,144	4,201	3,999,719	△5,267,910	△17,370,028	83,949,835
平成15年度	96,500,000			96,500,000		6,590	826,734	2,642	4,002,361	△6,482,640	△23,852,668	77,476,427

この原資は、岡山市から岡山市社会福祉協議会に対して預託されているものであり、この預託金額は、昭和52年度から昭和58年度までの間に急増しており、昭和59年度以降は、預託金は9,650万円にも上っている。

(2) 原資の急増の経緯

昭和59年度以降は、岡山市から岡山市社会福祉協議会への原資の預託は行わ

れていない。

図表61－1によると、小口資金貸付金の通常貸付は、昭和52年度から急増しており、例えば、昭和52年度についてみると、貸付金額では前年比で162パーセント増となっている。

これは、この年度から民生委員の意見書が不要という取扱がなされるようになったためである。

また、この昭和52年度から特別貸付の制度も開始されている。

#### 4 累積未償還の金額と督促状況

##### (1) 未償還金の金額

平成15年度末の未償還金の合計は、前述の図表61－1、図表61－2のとおりである。

これらによると、平成15年度末の未償還金の合計は、通常貸付と特別貸付を併せて、4,884万4,170円となっており、通常貸付においては、昭和55年度貸付分から未償還金が残っていること等が分かる。

##### (2) 償還率

通常貸付の償還率は、平成10年度以降は80パーセントを切っており、平成15年度の調定分においては、65.8パーセントにまで低下している。

##### (3) 償還に向けての方策

このため、岡山市社会福祉協議会は、償還の実績を上げるため、次のような措置を採っている。

ア 毎年度中3回の督促を行う（平成14年度は2,204件、平成15年度は2,192件の文書督促を実施した。）。

イ 償還の約束をしたにもかかわらず、滞納している場合は、督促状の文面を変えて発送する。

ウ 償還状況の悪い者については、電話による督促、現地訪問による督促を行う。

##### (4) 平成15年度の督促状況

平成15年度における督促状況は、図表64－1のとおりである。

図表64—1 【小口資金貸付金の督促による償還状況表】

平成15年6月実施（昭和56年度～平成14年度）

（人、円）

区 分	滞納者督促人数			不明返送人数			実質督促人数			実質督促をした滞納件数 及び滞納金額	
	借受人	保証人	計	借受人	保証人	計	借受人	保証人	計	件数	金 額
通常	425	442	867	17	20	37	408	422	830	531	28,069,100
特別	26	23	49	2	1	3	24	22	46	27	2,062,910
合計	451	465	916	19	21	40	432	444	876	558	30,132,010

平成15年11月実施（昭和56年度～平成15年度）

（人、円）

区 分	滞納者督促人数			不明返送人数			実質督促人数			実質督促をした滞納件数 及び滞納金額	
	借受人	保証人	計	借受人	保証人	計	借受人	保証人	計	件数	金 額
通常	487	488	975	27	5	32	460	483	943	611	31,863,800
特別	26	25	51	2	0	2	24	25	49	27	1,996,830
合計	513	513	1,026	29	5	34	484	508	992	638	33,860,630

平成16年3月実施（平成10年度～平成15年度）

（人、円）

区 分	滞納者督促人数			不明返送人数			実質督促人数			実質督促をした滞納件数 及び滞納金額	
	借受人	保証人	計	借受人	保証人	計	借受人	保証人	計	件数	金 額
通常	124	123	247	3	4	7	121	119	240	140	7,376,000
特別	1	2	3	0	0	0	1	2	3	2	222,000
合計	125	125	250	3	4	7	122	121	243	142	7,598,000

これによると、督促件数は借受人、保証人がそれぞれほぼ同数で、合計は2,192人、一方、督促に係る滞納件数は延べ1,338件で、滞納金額は延べ7,159万640円となっている。

(5) 平成15年度の償還状況

平成15年度における償還状況は、図表64—2のとおりである。

図表64—2 【小口資金貸付金の償還状況(平成15年度末現在)】

（件、円）

区 分		通常貸付	特別貸付	合 計	
貸付状況	件 数	55	0	55	
	金 額	3,460,000	0	3,460,000	
償還状況	現年度分	調 定 額	3,450,100	30,360	3,480,460
		償 還 額	2,217,600	27,040	2,244,640
		未償還額	1,232,500	3,320	1,235,820
	滞納分	調 定 額	47,096,800	2,713,640	49,810,440
		償 還 額	2,071,500	130,590	2,202,090
		未償還額	45,025,300	2,583,050	47,608,350
納期未到来分		3,055,500	89,640	3,145,140	

これによると、平成15年度末の償還金額の合計は、444万6,730円となっている。

## 5 免除

### (1) 免除の要件

償還金の免除は、次の場合に認められており、岡山市小口資金等貸付金審査会において審査の上、可否が決定されるものである(要綱第10条第1項、第2項)。

すなわち、借受人及び保証人のいずれについても

ア 死亡

イ 償還期限到来後2年以上行方不明

ウ その他やむを得ない事情により償還不能となったときに免除が認められるものである。

### (2) 支払免除

平成9年度から小口資金貸付金制度実施要綱及び小口資金等貸付金審査会規程に基づき、免除を行うようになったものである。

各年度ごとの免除の件数と金額は、図表65のとおりである。

図表65【小口資金等貸付金審査会年度別支払免除額】

(円)

区分	年度	支払免除内容	支払免除件数	支払免除額
第1回	平成9年度	○借受人・保証人共に死亡により支払不能分免除 (通常貸付昭和53・55・56・60・61・63年度 計7件)	7件	356,000
第2回	平成10年度	○借受人死亡・保証人死亡または償還期限到来後2年以上行方不明により支払不能分免除 (通常貸付昭和48年度～昭和60年度 計37件)	37件	1,127,000
第3回	平成11年度	○長期滞納者で支払不能分免除 (通常貸付昭和48年度～昭和51年度 計41件) ○借受人死亡・保証人死亡または償還期限到来後2年以上行方不明により支払不能分免除 (通常貸付昭和52年度～昭和63年度 計10件)	51件	1,429,900
第4回	平成12年度	○長期滞納者で支払不能分免除 (通常貸付昭和52年度～63年度・平成9年度 計122件) (特別貸付昭和53年度 計3件) ○借受人死亡・保証人死亡または償還期限到来後2年以上行方不明により支払不能分免除 (通常貸付昭和52年度～63年度 計15件)	140件	5,186,878 (利子5,790)
第5回	平成13年度	○長期滞納者で支払不能分免除 (通常貸付昭和54年度・57年度・59年度 計74件) (特別貸付昭和54年度 計2件) ○借受人死亡・保証人死亡または償還期限到来後2年以上行方不明により支払不能分免除 (通常貸付昭和54年度・57年度・59年度 計21件)	97件	4,002,340 (利子4,200)
第6回	平成14年度	○長期滞納者で支払不能分免除 (通常貸付昭和55年度 計90件) (特別貸付昭和55年度 計1件) ○借受人死亡・保証人死亡または償還期限到来後2年以上行方不明により支払不能分免除 (通常貸付昭和55年度・59年度 計26件) (特別貸付昭和55年度 計1件)	118件	5,267,910 (利子7,865)
第7回	平成15年度	○長期滞納者で時効完成分免除 (通常貸付昭和56年度 計116件) (特別貸付昭和56年度 計1件) ○借受人死亡・保証人死亡または償還期限到来後2年以上行方不明により支払不能分免除 (通常貸付昭和56年度 計15件)	132件	6,482,640 (利子280)
免除額合計			582件	23,852,668 (利子18,135)

(3) 免除の明細

また、平成9年度から平成15年度までに免除を行った貸付年度ごとの件数と免除金額は、図表66のとおりである。

図表66 【小口資金等貸付金審査会年度別支払免除額】

貸付種別	年度	免除件数	免除金額
通常	昭和48年度	8件	216,000円
通常	昭和49年度	4件	57,000円
通常	昭和50年度	23件	502,000円
通常	昭和51年度	18件	504,900円
通常	昭和52年度	53件	2,129,000円
通常	昭和53年度	88件	3,047,000円
通常	昭和54年度	95件	3,798,000円
通常	昭和55年度	120件	5,233,000円
通常	昭和56年度	138件	6,791,000円
通常	昭和57年度	8件	381,000円
通常	昭和58年度	4件	148,000円
通常	昭和59年度	5件	174,000円
通常	昭和60年度	3件	190,000円
通常	昭和61年度	2件	80,000円
通常	昭和62年度	1件	64,000円
通常	昭和63年度	3件	104,000円
通常	平成9年度	1件	40,178円
特別	昭和53年度	3件	117,700円
特別	昭和54年度	2件	96,340円
特別	昭和55年度	2件	172,910円
特別	昭和56年度	1件	6,640円
合計		582件	23,852,668円

これによると、平成9年度から平成15年度までの7年間において、合計582件、金額にして2,385万2,668円もの免除を行っているものである。

## 6 債権管理

### (1) 時効消滅した債権額

小口資金貸付金の消滅時効の期間も、前述の母子寡婦福祉資金貸付金や他の貸付金と同様、10年間である。

しかし、小口資金貸付金については、平成5年度以前の貸付金が相当数残っている。

すなわち、平成5年度以前の未償還額の合計は、前述の図表61-1及び図表61-2によると3,469万4,010円にも達しており、未償還額の合計の4,884万4,170円の71.0パーセントにも上っているものである。

平成5年度以前の未償還額についても、債務者が分割払いを行っている場合等は必ずしも消滅時効が完成しているとは限らないが、その大部分が時効の援用により消滅する可能性があると考えられる。

### (2) 債権管理の問題点（指摘事項）

他の貸付制度と同様、この小口資金貸付制度においても、債権回収の甘さが目につくものである。

保証人に対する請求も含めて、より積極的かつ効果的に債権回収に努めるべきである。

主債務者に対する請求は、母子寡婦福祉資金貸付金と同様、履行が困難であると認められる場合が多いと考えられるが、保証人については、主債務者よりも資力がある可能性があると考えられるので、保証人に対して、訴訟手続等を検討していないのは問題があると考えられる。

## 7 監査の概要と結果

### (1) 監査の概要

福祉援護課及び岡山市社会福祉協議会の担当者から、小口資金貸付金の制度概要、貸付状況、償還状況等につき説明を受けたほか、小口資金借入申込書綴り、小口資金貸付台帳を精査した。

### (2) 監査の結果

上記監査の結果、貸付対象者、保証人の存在、貸付額、貸付に伴う書類の整

理等につき、違法な点は見当たらなかった。

(3) 監査の結果（意見）

しかし、小口資金貸付金には、次に掲げる問題点がある。

ア まず、第1は、小口資金貸付金の償還コストである。

前述の図表64-1、図表64-2によると、年度中3回（6月、11月、3月）の督促等による償還額合計は、444万6,730円である。

ところで、小口資金貸付金の償還担当の主任は、岡山市社会福祉協議会の主事であり、この主事からのヒアリングによると同主事の全労働時間の少なくとも4分の3は小口資金関係業務に充てられるとのことである。また、担当主任、担当課長もそれぞれ全労働時間の少なくとも4分の1、8分の1は小口資金関係業務に充てられるとのことである。

この3名の平成15年度の人件費を基に、小口資金関係業務のコストを概算すると、次のとおりとなる。

担当課長  $1,014万9,445円 \times 1 / 8 = 126万8,681円$

担当主任  $673万4,683円 \times 1 / 4 = 168万3,670円$

担当主事  $582万8,914円 \times 3 / 4 = 437万1,685円$

合計 732万4,036円

小口資金関係業務全体のうち、少なくとも50パーセント以上は償還業務であるとのことなので、前述の3名の人件費の合計732万4,036円の50パーセント相当額は366万2,018円となり、これが小口資金貸付金の償還コストの概算と考えられる。

加えて、郵便代を割引を考えずに単純に積算すると、 $80円 \times 2,192件 = 17万5,360円$ となるものであり、さらに、これに督促状等のコストもかかることになる。

ということは、督促等による償還額（444万6,730円）と比べて効率の悪い償還コストを、岡山市は毎年負担し続けていることになる。

今後もこのペースで小口資金貸付金の償還コストを負担し続けると仮定すると、効率の悪い執行状況が続いていくという可能性が高いものと判断される。

なお、岡山市社会福祉協議会の職員の人件費については、岡山市が原則として10分の7を補助しているところ、小口資金貸付業務の担当者の人件費の

補助については、償還業務に相当の事務量が取られることを考慮して、10分の7ではなく人件費全額が補助の対象となっている。ということは、全額が補助の対象となっている担当者の人件費の少なくとも3割相当額は小口資金関係の業務に要するものと考えることができる。

これを試算すると、次のとおりとなる（ただし、人件費全額が補助の対象となっている主事は、実際に本貸付業務の担当主任となっている主事とは異なっていた。）。

担当課長 1,014万9,445円×0.3=304万4,833円

担当主任 673万4,683円×0.3=202万404円

担当者 541万1,586円×0.3=162万3,475円

合計 668万8,712円

そして、この金額の50パーセントが小口資金貸付金の償還コストであるとすると、それは334万4,356円となり、この算出方法によれば償還額444万6,730円と比較すると効率の悪い償還コストになってしまうことになる。

以上のとおり、小口資金貸付金の償還業務のコストには、2通りの算出方法が考えられるが、いずれにせよ、償還コストは償還額と比較して効率が悪くなっていたものである。

イ 第2は、小口資金貸付金制度そのものに関する問題点である。

すなわち、小口資金は、借受申込者の資金の必要性のみに基づいて貸し付けられるため、貸付の具体的必要性、償還の可能性、借受申込者や連帯保証人の資力がさほど厳密に審査されないものである。加えて、貸付目的に合致した使用が本当になされているかどうかの確認もなされていないものである。

また、本制度は、低所得者の緊急の資金の必要性に基づき少額の資金を貸し付けるといったものであるところ、低所得者である以上、いったん滞納となった場合は償還の可能性が低く、少額の資金でもあるため、法的手続による回収が困難であるものと推測される。

確かに、小口資金貸付制度は、昭和45年に公益質屋の廃止の代替制度として創設されたものであり、当時は現在ほど小口金融が発達していない時代であったので、本制度は緊急融資という点ではそれなりに必要性と合理性があ

ったものと考えられる。

しかし、現在のように金融業界が多様化し、多くの資金調達の方法が存在する状況においては、岡山市の財政が現在のように逼迫している中、今後も毎年多額の償還コストをかけて本制度を維持していく必要性は必ずしも十分ではないと考えられる。現に、貸付件数、貸付金額が減少傾向にあることは既に述べたとおりである。

例えば、岡山県内の他の市では小口資金貸付制度と類似の制度があるのは倉敷市だけであること、全国的にみても本制度と類似の制度がない地方自治体も相当数見られること、本制度と類似した制度としては岡山県社会福祉協議会の生活福祉資金があることなどからすれば、やはり、多額の償還コストを今後も使いながら本制度を維持するのは、予算の効率的な執行という観点からは問題があると考えられるものである。

しかし、一方では、本貸付制度の償還率はトータルでは87.5パーセントと必ずしも低くないことに加え、低所得者の緊急の資金の不足の事態に、生活保護ではなく、本貸付制度の利用という選択肢があるというメリットがあることも事実である。

ウ よって、利用件数が少ない特別貸付の廃止等、小口資金貸付制度の合理化を検討するとともに、本貸付制度の実施のためのコストの低減を検討すべきであるとする。償還コストが多額であることについては既に述べたところであるが、この点に関しては、前述の債権管理回収業に関する特別措置法第2条第2項に基づき、債権回収会社に対し、債権回収業務を委託することも含めて改善を検討すべきであるとする。

## 第4 高齢者住宅整備資金貸付金

### 1 制度の概要

#### (1) 根拠

高齢者住宅整備資金とは、親族である高齢者を扶養し、かつ、同居する者で、高齢者のための居室等を増改築しようとする者に対し、岡山市が貸し付ける資

金であり、岡山市高齢者住宅整備資金貸付条例（昭和48年3月26日付け岡山市条例第14号）に基づく制度である。

なお、制定当初の条例の名称は、岡山市老人居室整備資金貸付条例であったが、居室のみならず、便所、風呂の増改築についても貸付対象とする改正を行ったため、昭和62年3月23日に条例の名称を変更したものである。

## (2) 目的

本制度は、60歳以上の高齢者と同居する世帯に対し、高齢者のための居室等を増改築するために必要な費用の貸付けを行うことにより、その家族との間の好ましい家族関係の維持に寄与することを目的としているものである（上記条例第1条）。

## (3) 対象

本資金の貸付の対象となる者は、岡山市に住所を有し、かつ、次に掲げる要件に該当する者である（上記条例第3条）。

ア 増改築しようとする住宅を有し、又は当該住宅に居住し高齢者のための居室等を増改築することにつき正当な権限を有すること。

イ 高齢者のための居室等を真に必要とするが、自力で高齢者のための居室等の整備を行うことが困難なこと。

ウ 他の方法では、資金の貸付を受けることができないと認められること。

エ この貸付による元利金の償還が確実であり、かつ、当該元利金の償還について確実な連帯保証人のあること。

## (4) 貸付金の上限

本件貸付金の上限は、226万4,000円とされている（上記条例施行規則第2条）

## (5) 原資

本制度は、厚生省（当時）が昭和47年5月26日付け社会局長通知により、高齢者の福祉を増進するための対策として、「老人居室整備資金貸付制度」の名称で地方自治体に周知したことに基づき、岡山市においても前述の条例の制定により実施したものである。

また、貸付金の原資については、上記昭和47年5月26日付け通知では、年金積立金還元融資（特別地方債）かそれと地方公共団体の一般財源の併用とされ

ており、岡山市の高齢者住宅整備資金貸付金の制度は、年金積立金還元融資と岡山市の一般の財源の併用となっているものである。

(6) 廃止の経緯

ところで、本貸付事業は、平成8年3月31日をもって廃止された。

これは、岡山市すこやかリフォーム助成事業が施行された平成5年度から、本貸付制度の利用者（相談者）が著しく減少したことに加えて、平成8年度から本貸付に代わる岡山市高齢者・障害者住宅整備借入金利子補給金交付事業が施行されたため、廃止されたものである。

なお、貸付件数の推移は、図表67のとおりであり、岡山市すこやか住宅リフォーム助成事業が施行された平成5年度以降は、新規貸付件数は1件のみとなっており、激減していたものである。

図表67 【高齢者住宅整備資金貸付年度別貸付件数】

区 分	件 数	区 分	件 数
昭和48年度	23件	昭和60年度	6件
昭和49年度	44件	昭和61年度	12件
昭和50年度	32件	昭和62年度	10件
昭和51年度	32件	昭和63年度	9件
昭和52年度	32件	平成元年度	10件
昭和53年度	32件	平成2年度	4件
昭和54年度	32件	平成3年度	9件
昭和55年度	29件	平成4年度	7件
昭和56年度	29件	平成5年度	1件
昭和57年度	20件	平成6年度	0件
昭和58年度	23件	平成7年度	0件
昭和59年度	9件		
		合 計	405件

(7) 岡山市すこやか住宅リフォーム助成事業

なお、岡山市すこやか住宅リフォーム助成事業の概要は、次のとおりである（ただし、発足当初の内容である。）。

ア 内容

寝たきりや身体の障害のために日常生活に介助を要する高齢者及び障害者が自宅において暮らしやすい生活ができるよう住宅を改造しようとする場合に、その費用の一部を助成するものである。

## イ 対象者

- (ア) 60歳以上で、寝たきりや身体の障害等のために、日常生活を営む上で介助を要する者
- (イ) 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度が1級又は2級の視覚又は肢体に障害のある者で、日常生活を営む上で介助を要する者

## ウ 対象工事

浴室、洗面所、便所、玄関、廊下、階段、居室、台所の改造で、対象者の居住に適するように改造することにより、対象者の自立の助長、介助者の負担軽減が図られる工事で、標準的仕様の工事に限られるものである。

## エ 助成額

市長が適当と認める額の3分の2（100万円を限度）

## (8) 岡山市高齢者・障害者住宅整備借入金利子補給金交付事業

岡山市高齢者・障害者住宅整備借入金利子補給金交付事業の概要は、次のとおりである。

## ア 内容

住宅金融公庫の融資を受けて高齢者・障害者のために住宅の増改築又は改造を行った場合に、貸付利率と3%との金利差に相当する率で、利子補給を行うものである。

## イ 対象者

- (ア) 岡山市に住所を有し、同居し、かつ、扶養する親族である高齢者（満65歳以上の者）のための居室等を増改築又は改造する必要がある、そのために住宅金融公庫等の融資を受けた者
- (イ) 岡山市に住所を有し、在宅の障害者（身体障害者手帳における「1級～4級」又は療育手帳「A」）のための居室等を増改築又は改造する必要がある、そのために住宅金融公庫等の融資を受けた障害者又は同居の親族

## ウ 対象工事

居室、浴室、台所、便所、洗面所、廊下、階段、玄関入口等で高齢者又は障害者が利用する部分

エ 補給対象

住宅金融公庫等から自己の居住する住宅の工事に要する部分の226万4,000円を超えない金額に係る年間の支払い利子

オ 補給期間

10年間

## 2 貸付状況

平成6年度から平成15年度までの調定額、収入済額、収入未済額（現年分、滞納繰越分別）は、図表68のとおりである。

図表68 【高齢者住宅整備資金貸付金収入状況】

(円)

年度	区 分	調定額	収入済額	収入未済額
平成6年度	現 年 分	15,753,192	14,872,125	881,067
	滞 納 繰 越 分	48,375,517	1,988,549	46,386,968
	計	64,128,709	16,860,674	47,268,035
平成7年度	現 年 分	16,115,201	15,157,798	957,403
	滞 納 繰 越 分	47,268,035	1,949,120	45,318,915
	計	63,383,236	17,106,918	46,267,318
平成8年度	現 年 分	15,108,190	14,234,830	873,360
	滞 納 繰 越 分	46,276,318	1,693,929	44,582,389
	計	61,384,508	15,928,759	45,455,749
平成9年度	現 年 分	11,565,511	10,885,983	679,528
	滞 納 繰 越 分	45,455,749	2,479,778	42,975,971
	計	57,021,260	13,365,761	43,655,499
平成10年度	現 年 分	9,753,044	8,944,918	808,126
	滞 納 繰 越 分	43,655,499	896,435	42,759,064
	計	53,408,543	9,841,353	43,567,190
平成11年度	現 年 分	5,519,672	4,775,408	744,264
	滞 納 繰 越 分	43,567,190	618,825	42,948,365
	計	49,086,862	5,394,233	43,692,629
平成12年度	現 年 分	3,758,196	3,043,482	714,714
	滞 納 繰 越 分	43,692,629	528,956	43,163,673
	計	47,450,825	3,572,438	43,878,387
平成13年度	現 年 分	2,351,568	1,901,158	450,410
	滞 納 繰 越 分	43,878,387	602,939	43,275,448
	計	46,229,955	2,504,097	43,725,858
平成14年度	現 年 分	465,703	303,162	162,541
	滞 納 繰 越 分	43,725,858	486,536	43,239,322
	計	44,191,561	789,698	43,401,863
平成15年度	現 年 分	0	0	0
	滞 納 繰 越 分	43,401,863	496,452	42,905,411
	計	43,401,863	496,452	42,905,411

これによると、平成15年度末における累積未償還金は、4,290万5,411円にも上っている。

平成15年度からは、新たに弁済期日が到来する貸付金はないので、今後、上記残額をどれだけ回収できるかが課題である。

### 3 債権管理状況

滞納者の滞納期間と滞納額(平成16年6月30日現在)等は、図表69のとおりである。

図表69【高齢者住宅整備資金貸付滞納者状況】

(円)

番号	貸付年度	滞納期間	貸付金額	滞納金額	備考
1	昭和48年度	昭和53年7月～昭和55年7月,昭和56年1月,2月,昭和56年4月,～昭和57年11月,昭和58年2月,4月～6月,8月～11月	500,000	317,525	
2	昭和48年度	昭和51年12月～昭和58年11月	500,000	476,565	
3	昭和49年度	昭和58年4月,6月,11月～昭和59年2月,4月～8月	500,000	65,209	
4	昭和49年度	昭和53年7月～12月,昭和54年4月～昭和58年3月,昭和59年1月～8月	500,000	367,894	県外へ転出
5	昭和49年度	昭和58年4月～昭和60年2月	500,000	136,429	
6	昭和49年度	昭和51年9月,昭和52年7月～昭和60年2月	500,000	551,879	
7	昭和50年度	昭和53年6月～昭和60年9月	500,000	528,139	本人死亡
8	昭和50年度	昭和56年6月	600,000	7,122	本人死亡
9	昭和50年度	昭和58年7月～11月,昭和59年3月～昭和60年1月,3月～12月	600,000	185,101	
10	昭和51年度	昭和56年9月	720,000	8,546	
11	昭和51年度	昭和53年4月～昭和54年3月,昭和55年1月～昭和56年12月	700,000	797,600	県外へ転出
12	昭和51年度	昭和59年9月～昭和60年1月,3月,昭和61年3月	720,000	59,822	
13	昭和52年度	昭和52年12月～昭和62年7月	700,000	963,780	
14	昭和52年度	昭和55年1月～昭和57年7月,9月,11月～昭和62年7月	800,000	845,077	
15	昭和52年度	昭和55年1月～昭和62年12月	800,000	920,167	昭和55年破産宣告
16	昭和52年度	昭和54年4月～昭和62年12月	800,000	997,013	
17	昭和53年度	昭和54年4月～昭和55年4月,8月～昭和63年7月	850,000	1,021,413	県外へ転出
18	昭和53年度	昭和61年9月～11月,昭和62年4月～昭和63年4月,7月	500,000	94,456	
19	昭和53年度	昭和62年2月～昭和63年7月	850,000	170,103	
20	昭和53年度	昭和61年4月～昭和63年7月	850,000	264,693	
21	昭和53年度	昭和56年5月～昭和59年4月,7月,8月,昭和61年3月～平成1年3月	850,000	709,266	
22	昭和54年度	昭和55年9月～昭和61年3月,6月～10月,12月,昭和62年4月～10月,昭和63年3月～12月,昭和64年2月,4月～7月	850,000	932,739	
23	昭和54年度	昭和55年9月～昭和59年7月,9月,11月～昭和61年3月,5月～平成1年7月	1,000,000	1,188,786	県外へ転出
24	昭和54年度	昭和59年3月,10月～昭和60年12月,昭和63年3月～平成1年7月	900,000	360,023	県外へ転出
25	昭和54年度	昭和59年1月,昭和59年1月,2月,6月,昭和60年1月,3月,4月,7月,9月,10月,12月～昭和61年3月,5月,7月,9月～昭和62年4月,6月～8月,10月～昭和63年4月,平成1年7月	1,000,000	400,047	
26	昭和54年度	昭和58年5月～平成1年12月	1,000,000	914,442	本人死亡
27	昭和54年度	昭和56年10月～平成1年12月	1,000,000	1,143,062	県外へ転出
28	昭和55年度	昭和55年8月～平成2年7月	1,100,000	1,566,792	
29	昭和55年度	昭和56年1月～平成2年12月	1,100,000	1,566,792	本人死亡
30	昭和56年度	平成1年12月,平成3年7月,8月	1,210,000	42,987	
31	昭和56年度	昭和56年9月～平成3年8月	1,210,000	1,723,458	県外へ転出
32	昭和56年度	昭和56年9月～平成3年8月	1,210,000	1,723,458	県外へ転出

(円)

番号	貸付年度	滞納期間	貸付金額	滞納金額	備考
33	昭和56年度	昭和59年4月,昭和60年4月,昭和63年11月~平成1年1月,平成3月~平成3年8月	1,210,000	502,603	
34	昭和56年度	昭和56年12月~昭和57年3月,昭和57年7月~平成3年8月	1,210,000	1,637,280	
35	昭和56年度	昭和56年9月~平成3年8月	1,210,000	1,723,458	本人死亡
36	昭和56年度	昭和57年10月~昭和61年9月,昭和62年1月,3月~平成3年12月	1,000,000	1,270,024	
37	昭和56年度	昭和59年6月,7月,11月,12月,昭和60年2月~6月,9月,10月,昭和61年3月,4月,7月,8月,昭和62年1月~平成1年6月,8月~11月,平成2年1月~平成3年11月,12月	900,000	790,479	
38	昭和56年度	昭和59年7月~平成2年12月,平成3年2月~平成4年2月	1,000,000	1,091,974	
39	昭和56年度	昭和60年2月,昭和63年4月,6月,8月~平成4年1月,3月~10月,平成2年1月,3月~5月,7月,9月,10月,12月,平成3年4月,6月,8月,9月,平成4年1月,2月	1,000,000	367,904	
40	昭和57年度	平成3年11月~平成4年10月	950,000	133,974	
41	昭和57年度	昭和57年11月~平成4年10月	1,200,000	1,694,194	本人死亡
42	昭和57年度	平成1年4月~平成4年10月,平成5年3月	1,330,000	688,393	
43	昭和57年度	昭和60年3月,昭和62年5月~平成5年5月	1,330,000	1,157,863	
44	昭和58年度	平成3年6月,8月~平成4年3月,平成4年5月~10月,12月,平成5年1月,3月,5月~8月	1,000,000	258,732	本人死亡
45	昭和58年度	昭和60年6月,8月~昭和61年2月,4月~8月,10月,昭和62年1月~8月,昭和63年1月,2月,4月,6月,8月,平成1年2月~平成2年11月,平成3年1月~5月,8月~平成4年1月,3月~9月,11月~平成5年9月,12月,平成6年1月,4月	1,000,000	964,692	本人死亡
46	昭和58年度	平成4年3月,6月~8月,12月,平成5年2月~10月,12月~平成6年4月	1,000,000	223,554	
47	昭和59年度	昭和60年4月~平成6年9月	1,330,000	1,768,076	
48	昭和61年度	平成4年1月~平成5年2月,4月,5月,7月,10月,12月,平成6年1月,3月,5月,7月,8月,9月,11月,平成7年1月~平成8年10月	1,400,000	747,686	
49	昭和61年度	平成3年6月~平成4年3月,6月,平成5年2月,平成8年10月	1,400,000	327,107	
50	昭和61年度	平成6年12月,平成7年4月,平成8年1月,3月,7月	1,460,000	81,225	
51	昭和62年度	平成8年11月,平成9年1月~4月,6月~10月	1,500,000	160,422	
52	昭和62年度	平成8年12月	2,020,000	21,623	
53	昭和63年度	平成4年12月~平成5年2月,12月,平成6年1月,12月,平成7年2月,8月,平成9年7月,9月,11月,12月,平成10年5月,9月~平成11年1月	650,000	122,863	
54	昭和63年度	平成1年7月,8月,10月~平成11年4月	2,000,000	2,459,052	
55	平成3年度	平成4年8月,12月,平成5年1月,平成6年7月,8月,10月,11月,平成7年1月~平成9年5月,平成9年7月~平成13年8月	1,700,000	1,667,417	
56	平成3年度	平成9年5月	2,180,000	24,865	
57	平成3年度	平成9年5月	2,180,000	24,865	
58	平成3年度	平成10年4月~平成11年2月,4月~平成13年9月	2,000,000	935,127	
59	平成4年度	平成9年12月,平成11年1月~平成14年12月	1,700,000	885,461	
合 計				42,781,298	

これによると、平成5年度以前の債権（平成6年3月31日以前の納期限の債権）は、2,997万5,396円であり、滞納金額合計4,278万1,298円の70.1パーセントを占めていること等が分かる。

#### 4 監査の概要と結果

##### (1) 監査の概要

高齢者福祉課の担当者から、高齢者住宅整備資金貸付金の制度概要、貸付状況、償還状況等につき、説明を受けたほか、高齢者住宅整備資金借入申込書（老人居室整備資金借入申込書）及びその添付資料（登記簿謄本、工事に係る設計図書、家屋の平面図等）、高齢者住宅整備資金貸付契約書（老人居室整備資金貸付及び借用書）、高齢者住宅整備資金貸付償還台帳（老人居室整備資金貸付償還

台帳)等を精査した。

(2) 監査の結果

監査の結果、貸付対象者の資格と収入、連帯保証人の存在と収入、設計図書等につき違法な点はなかった。

(3) 滞納状況

ただし、督促手続が問題である。

例えば、前述の図表69において、貸付滞納額の大きいものの上位5者は、次のとおりである。

ア	番号	54
	滞納金額	245万9,052円
	貸付金額	200万円
	滞納期間	平成元年7、8、10月～平成11年4月
イ	貸付番号	31
	滞納金額	172万3,458円
	貸付金額	121万円
	滞納期間	昭和56年9月～平成3年8月
ウ	貸付番号	32
	滞納金額	172万3,458円
	貸付金額	121万円
	滞納期間	昭和56年9月～平成3年8月
エ	貸付番号	35
	滞納金額	172万3,458円
	貸付金額	121万円
	滞納期間	昭和56年9月～平成3年8月
オ	貸付番号	47
	滞納金額	176万8,076円
	貸付金額	133万円
	滞納期間	昭和60年4月～平成6年9月

以上のうち、イとウは市外へ転出、エは本人死亡とされているものである。

(4) 時効消滅（指摘事項）

本貸付金の消滅時効期間は、他の貸付金債権と同様10年間であり、また、前述のとおり、本貸付金の滞納額合計4,278万1,298円のうち、平成5年度以前の債権（平成6年3月31日以前の納期限の債権）額合計は2,997万5,396円であるから、既に全体の70.1パーセントが時効の援用により消滅する可能性があるものである。

(5) 債権管理の問題点（指摘事項）

ところで、本貸付制度は、①例えば、小口資金貸付金と異なり貸付金額が概ね100万円以上と高額であること、②借受人本人には少なくとも建物の資産があること、③貸付時に借受人と連帯保証人につき収入のチェックも行っていることから、滞納者に対しては、本来ならば、法的手続（訴訟と強制執行手続）により十分回収が図れる制度である。

しかし、今回の監査により、本件貸付金については、平成9年2月12日以降、担当課は、全く督促状を出していないことが判明したものである。しかも、督促状すら全く出していない現状からすると、当然のことではあるが、担当課は、これまで滞納者に対して訴訟提訴等の時効中断措置を採っていない。

なぜ、督促状を発送しなかったかについては、担当者から平成8年度に本制度が廃止された後、収納、滞納事務処理や徴収について、課としての組織的な取組みができておらず、結果として督促状が発送できなかったとのことであるが、これが適切な処理でないことは明白である。加えて、担当者によると、平成15年10月から滞納者の住所及び生存か否かの確認を行っているとのことであるが、これは既に時機を逸した処理であるといわざるを得ないものである。

しかも、前述のとおり、消滅時効期間は10年であるため、上記債権も既に大半が時効消滅してしまう可能性がある。

これは、適法に督促状を発送していないことに加え、訴訟提起及び強制執行手続といった債権回収のための法的手続を採っていないためであり、また、連帯保証人に対しても同様の法的手続を採っていないことは問題である。

(6) 今後の処理について（意見）

本貸付金については、①早急に全件につき法的手続を採り、借受人等から消滅時効が援用されたものについては直ちに不納欠損処理を行い、②時効消滅し

ていない債権については、債権回収会社への売却も含めて改善を検討し、③本貸付制度の精算を可能な限り早期に実現すべきである。

また、本貸付金について機動的に訴訟提起等を可能とするため、前述の「市長の専決処分事項の指定（昭和59年7月12日議決）」に岡山市「高齢者住宅整備資金貸付金条例（昭和48年3月26日付け岡山市条例第14号）に基づく債権の償還に係る訴えの提起及び和解に関すること。」を加える旨の議決を行うべきであると考えらる。

## 第5 障害者住宅整備資金貸付金

### 1 制度の概要

#### (1) 根拠

障害者住宅整備資金貸付金とは、障害者のために居室等を増改築又は改造する資金として、岡山市が貸し付ける資金であり、岡山市障害者住宅整備資金貸付条例（昭和49年3月27日付け岡山市条例第12号）に基づく制度である。

なお、条例の制定当初の名称は、岡山市在宅重度身体障害者居室等整備資金貸付条例であったが、対象者を知的障害者にも拡大したため、昭和53年10月1日に岡山市在宅重度障害者居室等整備資金貸付条例と条例の名称が変更になり、さらに、重度障害者（身体障害者手帳における1、2級及び療育手帳A）のみだった対象者を身体障害者手帳における1～4級に拡大したため、平成元年4月1日に現在の条例の名称に変更になったものである。

#### (2) 障害者

ここでいう障害者とは、次のいずれかに該当する者をいう（上記条例第2条）。

ア 身体障害者手帳の所持者で、その障害の程度が1級から4級までに該当する者（身体障害児を含む。）

イ 療育手帳の総合判定「A」に該当する知的障害者（知的障害児も含む。）

ウ 前2項に準ずる重度の障害者（児）であって、市長が特に認めたもの

#### (3) 目的

この制度は、在宅の障害者と同居する世帯に対し、市長が定める障害者のた

めの居室等の施設を増改築又は改造するために必要な費用の貸付を行うことにより、障害者の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的としている。

(4) 対象

資金貸付の対象となる者は、次の要件のいずれにも該当する障害者又は障害者と同居する親族である（上記条例第3条）。

ア 岡山市に住所を有していること

イ 増改築又は改造しようとする住宅を所有し、又は当該住宅に居住する者で、障害者のための居室等を増改築又は改造することにつき正当な権限を有する者

ウ 障害者のための居室等を真に必要とするが、居室等の整備資金の調達が困難な者

エ 貸付による元利金の償還が確実であり、かつ、当該元利金の償還について確実な連帯保証人のある者

(5) 貸付金の限度額

貸付金の限度額は、226万4,000円である（上記条例施行規則第3条）。

(6) 財源

岡山市の一般財源である。

なお、岡山市は、昭和49年度から本貸付事業を実施していたところ、昭和53年5月20日付け厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知により、身体障害者・児等の福祉を増進するための居住環境改善のための「障害者住宅整備資金貸付制度について」の通知がなされたものである。そして、その通知を受けて検討したところ、国の制度は補助金等ではなく年金積立金還元融資（特別地方債）により財源が充当されることと、当時の受付件数が年間4件程度しかなかったこともあったため、国の制度を利用するまでもなく岡山市の一般財源で対応することとしたものである。

(7) 廃止の経緯

なお、本件貸付事業は、平成7年度で廃止されているものである。

その理由は、高齢者住宅整備資金貸付事業の廃止の理由と同様である。

本件貸付事業の貸付件数の推移は、図表70のとおりで、すこやか住宅リフォーム助成事業が施行された平成5年度以降件数が減少していたものである。

図表70【障害者住宅整備資金貸付数（年度別）】

区 分	貸付件数	区 分	貸付件数	区 分	貸付件数
昭和49年度	4件	昭和57年度	11件	平成2年度	5件
昭和50年度	4件	昭和58年度	11件	平成3年度	6件(件)
昭和51年度	4件	昭和59年度	3件	平成4年度	6件
昭和52年度	4件	昭和60年度	3件	平成5年度	3件
昭和53年度	5件	昭和61年度	1件	平成6年度	1件
昭和54年度	20件	昭和62年度	3件	平成7年度	2件
昭和55年度	12件	昭和63年度	3件		
昭和56年度	11件	平成元年度	6件		
				合 計	128件

## 2 貸付状況

平成6年度から平成15年度までの本貸付金の調定額、収入済額、収入未済額は、図表71のとおりである。

図表71【障害者住宅整備資金貸付金収入状況】

年 度	区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額 (円)
平成6年度	現年分	10,060,920	9,529,313	531,607
	滞納繰越分	8,560,771	323,516	8,237,255
	計	18,621,691	9,852,829	8,768,862
平成7年度	現年分	9,321,002	8,925,199	395,803
	滞納繰越分	8,768,862	160,991	8,607,871
	計	18,089,864	9,086,190	9,003,674
平成8年度	現年分	9,124,335	8,892,494	231,841
	滞納繰越分	9,003,674	102,568	8,901,106
	計	18,128,009	8,995,062	9,132,947
平成9年度	現年分	8,326,669	7,707,094	619,575
	滞納繰越分	9,132,947	47,114	9,085,833
	計	17,459,616	7,754,208	9,705,408
平成10年度	現年分	9,131,318	8,564,252	567,066
	滞納繰越分	9,705,408	0	9,705,408
	計	18,836,726	8,564,252	10,272,474
平成11年度	現年分	6,584,110	5,964,610	619,500
	滞納繰越分	10,272,474	0	10,272,474
	計	16,856,584	5,964,610	10,891,974
平成12年度	現年分	5,503,981	5,071,978	432,003
	滞納繰越分	10,891,974	410,000	10,481,974
	計	16,395,955	5,481,978	10,913,977
平成13年度	現年分	4,091,940	3,588,228	503,712
	滞納繰越分	10,913,977	137,641	10,776,336
	計	15,005,917	3,725,869	11,280,048
平成14年度	現年分	2,323,245	1,855,853	467,392
	滞納繰越分	11,280,048	0	11,280,048
	計	13,603,293	1,855,853	11,747,440
平成15年度	現年分	1,397,001	1,277,676	119,325
	滞納繰越分	11,747,440	0	11,747,440
	計	13,144,441	1,277,676	11,866,765